

令和5年第3回取手市議会定例会議事日程（第6号）

令和5年9月20日（水）午前10時開議

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第46号 | 取手市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第47号 | 取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第48号 | 市道路線の認定について |
| 日程第2 | 議案第49号 | 令和5年度取手市一般会計補正予算（第7号） |
| | 議案第50号 | 令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 議案第51号 | 令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 議案第52号 | 令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| | 議案第53号 | 令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第3 | 認定第1号 | 令和4年度取手市一般会計決算の認定について |
| | 認定第2号 | 令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について |
| | 認定第3号 | 令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について |
| | 認定第4号 | 令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| | 認定第5号 | 令和4年度取手市介護保険特別会計決算の認定について |
| | 認定第6号 | 令和4年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について |
| | 認定第7号 | 令和4年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について |
| 日程第4 | 請願第39号 | 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願 |
| 日程第5 | 請願第40号 | 取手市議会議員選挙公報の全戸配布を求める請願 |
| | 請願第41号 | ロシアとウクライナの戦争即時停戦、和平実現に向けて日本政府に仲裁外交努力を求める意見書の提出を求める請願 |
| 日程第6 | 請願第42号 | 小中学校の学校給食費無償化と地元産食材の拡充を求める請願 |

-
- | | | |
|------|-------------|--|
| 日程第7 | 意見書案
第3号 | 介護する人もされる人も豊かに暮らす介護保険制度改正
に関する意見書について |
|------|-------------|--|
-
- | | | |
|------|-------------|----------------------|
| 日程第8 | 意見書案
第4号 | ガソリン税の見直しを求める意見書について |
|------|-------------|----------------------|
-
- | | | |
|------|-------------|--------------------------------------|
| 日程第9 | 意見書案
第5号 | 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る
意見書について |
|------|-------------|--------------------------------------|
-
- | | | |
|-------|--|--|
| 日程第10 | 議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任
委員会の中間報告の件 | |
|-------|--|--|

令和5年9月19日

取手市議会議長
金澤克仁 殿

総務文教常任委員会
委員長 岩澤 信

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第46号	取手市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第47号	取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第49号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第7号） （所管事項）	原案可決
認定第7号	令和4年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について	認定

令和5年9月11日

取手市議会議長
金澤克仁 殿

福祉厚生常任委員会
委員長 関川 翔

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第49号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第7号）（所管事項）	原案可決
議案第51号	令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第52号	令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第53号	令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
認定第3号	令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	認定
認定第4号	令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	認定
認定第5号	令和4年度取手市介護保険特別会計決算の認定について	認定

令和5年9月12日

取手市議会議長
金澤克仁 殿

建設経済常任委員会
委員長 染谷和博

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第48号	市道路線の認定について	原案可決
議案第49号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第7号）（所管事項）	原案可決
議案第50号	令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
認定第2号	令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について	認定
認定第6号	令和4年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について	認定

令和5年9月15日

取手市議会議長
金澤克仁 殿

一般会計決算・予算審査特別委員会
委員長 齋藤久代

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
認定第 1 号	令和4年度取手市一般会計決算の認定について	認 定

令和5年9月19日

取手市議会議長
金澤克仁 殿

総務文教常任委員会
委員長 岩澤 信

請願審査報告書

本委員会は、令和5年9月1日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

受付番号	件名	審査結果	措置
請願第39号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願	採 択	関係機関に意見書を提出
請願第40号	取手市議会議員選挙公報の全戸配布を求める請願	不 採 択	
請願第41号	ロシアとウクライナの戦争即時停戦、和平実現に向けて日本政府に仲裁外交努力を求める意見書の提出を求める請願	不 採 択	
請願第42号	小中学校の学校給食費無償化と地元産食材の拡充を求める請願	趣 旨 採 択	

意見書案第3号

介護する人もされる人も豊かに暮らす介護保険制度改正に関する意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年 9月20日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 取手市議会議員 根岸裕美子

〃 〃 山野井 隆

〃 〃 遠山智恵子

介護する人もされる人も豊かに暮らす介護保険制度改正に関する意見書（案）

「介護の社会化」を目指し、スタートした介護保険制度も今年で23年目となります。3年ごとに制度の見直しが行われ、2014年の介護保険法改正により、要支援認定者が、介護予防給付から各市町村の介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」といいます。)へと移行しました。給付については政府が財源を確保しますが、各市町村の総合事業は、予算の範囲内でやり繰りを求められ、市町村により、提供するサービスに格差が生まれています。現在、2024年度からスタートする介護保険制度第9期の法改正に向けて、社会保障審議会の中で審議されています。

審議されている内容のうち、私たちに直接関わりがある「給付と負担」については、①高所得者の1号保険料の引上げ ②利用料の2割負担の判断基準の見直し ③多床室の室料負担 ④ケアマネジメンツの有料化 ⑤要介護1・2の生活援助の介護給付から総合事業への移行 の主に5点です。これらの審議内容は、高所得者の1号保険料の引上げや、利用料の2割負担の判断基準も明示されないまま、介護サービスの利用者の負担が増える方向での検討です。

しかし現実には、コロナ禍やウクライナ侵攻の長期化により、物価上昇が起これ、総務省の令和5年7月の発表では、2020年の消費者物価指数を100とした場合、105となっています。そして、介護する人は、多くが高齢であるパートナーや生産年齢の子どもたちです。高齢の方は、年金生活者の方がほとんどで、これ以上の負担が増えると、介護サービスの利用控えを生み、家族の負担が増えます。現在でも、仕事を辞める介護・看護離職者は、厚生労働省の雇用動向調査によると、年間約9.5万人もいます。

介護される人も介護する人も自分自身が豊かに生活できる環境を整えるためにも、これ以上の負担を増やす改定ではなく、全国市長会が示した令和4年「介護保険制度に関する提言」のとおり、国庫負担割合の引上げを検討して、制度の維持を図るべきです。よって、下記の事項を求めます。

記

- 1 「1号保険料の負担の在り方」については、保険者である市区町村の意向と保険者への影響について十分に配慮し、国庫負担割合の引上げを含めた検討を行うこと。
- 2 介護サービスの利用料については、負担増を行わず、現行を維持すること。
- 3 サービスの利用促進のため、ケアプラン作成料の全額給付を維持すること。
- 4 総合事業の体制が必ずしも十分でない現状から、要介護1及び2の介護サービスを総合事業へ移行しないこと。
- 5 介護保険制度を支える介護職員の処遇改善を行うこと。
- 6 被保険者範囲・受給者範囲の検討に当たっては、改めて介護の社会化についての社会的合意形成を図り、介護する人もされる人も豊かに暮らせる取組と国庫負担割合の引上げを含めた検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 5年 9月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣

意見書案第4号

ガソリン税の見直しを求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年 9月20日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 取手市議会議員 山野井 隆

〃 〃 根岸裕美子

ガソリン税の見直しを求める意見書（案）

ガソリン価格が高騰しています。2023年8月28日の全国平均価格はレギュラーガソリンで185円を記録し、近年で最も安かった2020年5月の125円から60円以上の値上がりを見せています。

ガソリン価格の税金が占める割合は約40%と大きく、ガソリンは税金の塊と言っても過言ではありません。エネルギー価格の高騰が日常生活に大きな影響を与えてきたことは、過去2度あったオイルショックから計り知ることができます。政府は価格を抑えるために、石油元売業者への補助金の支給で対応していく方針ですが、それでも175円程度までへの値下げしか望めず、物価高による実質賃金の低下という現状から、国民生活の負担を減らす効果としては、限定的であると言わざるを得ません。

価格に多大な影響を及ぼす、ガソリン税と補助金の問題点について以下に記載します。

- ① ガソリン価格が3か月連続で平均160円を超えた際に、暫定税率分の徴収をストップする「トリガー条項」は東日本大震災の復興財源確保を理由に凍結し、この状況下においても発動を見送る方針を鈴木財務大臣が示しています。東日本大震災からの復興に関し復興庁が示している「公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況」によると、令和3年3月末の時点で既に一部を除き公共インフラの復旧・復興はほぼ完了しており、営農面積の復旧・復興もほぼ完了しています。また、所得税の2.1%を復興特別税として徴収していることからも到底理解できません。
- ② ガソリン本体価格に諸税を合わせた金額に消費税を乗じる、二重課税的な税制の存在。
- ③ 燃料油価格激変緩和補助金（元売業者への補助金）について、継続決定は評価できますが、元売業者の大手3社の2022年4月～6月期決算の最終利益を見てみると、E社が2,213億円（対前年同期比2.3倍）、I社が同1,793億円（同2倍）、C社が同775億円（同2.3倍）でした。大手ガソリン元売業者の元社員で、現在は桃山学院大学経営学部教授、東北大学経済学博士である小嶋正稔氏の試算では3月1日以降、政府の支給額と小売価格に反映されなかった差額は増加し、（2022年）7月12日には累計で1リットル当たり45.2円分、8月9日には累計で1リットル当たり46.2円分が消費者に還元されなかったとしています。
- ④ 道路特定財源の一般財源化から、利用者負担の原則という課税根拠を失っています。現行の規定を維持することは、車の所有率が高い地方都市のほうが負担が大きく、格差の拡大を助長しています。

このように、過重な税負担と理不尽な税制の見直しを早急に行い、国民負担を軽減するため、下記の事項を求めます。

記

- 1 租税特別措置法第89条（トリガー条項）を速やかに発動すること。
- 2 ガソリン税に消費税を課税する計算方式を早急に解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 5年 9月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 財務大臣

意見書案第5号

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年 9月20日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 総務文教常任委員会
委員長 岩澤 信

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられてはいるものの、小学校に留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間に教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、豊かな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには2分の1への復元が必要です。

こうした観点から、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 5年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣

令和5年9月19日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

議会運営委員会

委員長 佐藤隆治

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和5年第1回意見交換会時要望・意見に関する当委員会所管事項
- 2 調査の経過 令和5年6月2日、6月13日、8月28日
- 3 意見 別紙のとおり

【議会運営委員会】 令和5年第1回 市民との意見交換会（要望・意見） 調査回答

	要望・意見	回答
1	<p>議会を身近に感じさせることが必要。議会の広報の内容が難しくて読む気がしない。具体的に端的に伝えてほしい。</p> <p>そもそも議員の日々の活動が見えない、毎日何をやっているのか。各議員の成績表などが必要ではないか。1年ごとに各議員が何をやってきたかを発表する全員発表の機会を作ればどうか。</p> <p>政治に興味を持てるようになり、信頼が変われば投票率にも影響する。</p> <p>広報の活動が足りていない。やっていると言うかもしれないが、市民に届いていない。議員が日々こういう仕事をしているんだという行動が必要（学校などに出向いて報告・発表する等、興味を持ってもらう。）</p> <p>議会がもっと議論の場になり、市民が関心を持てるようにすべき。</p>	<p>YouTube、HP、ひびき等を用いて発信しています。</p> <p>また、各個人についても、積極的に紙面やSNS、YouTubeを通じて活動を発信しています。</p> <p>これまでも身近に議会を感じてもらえるように、議会改革を進めてきました。今後も身近に感じてもらうように努力してまいります。</p>
2	<p>若い世代は政治に入り難いと考える。学校では公民の授業でしか学べず、内容も難しく感じる。『政治とはこうだ』というような内容などが具体的に示され、周知が徹底されると若い世代が政治参加し易くなり、投票率向上につながるのではないかと。</p>	<p>中学校等との協働事業を通じて、関心を持ってもらえるような取り組みを続けてまいります。</p>
3	<p>戸頭北保育所の廃止は地域にとっても大きな問題であったが、廃止を決めた後にパブコメで意見を聞き、一方的に答えたのみ。自治会、町会も含め地域住民に何ら説明もなく実行した。こうした進め方に問題がある。市議会としても進め方に異議を唱えてほしい。大きな課題を進める際、決める前に取手市も、市議会も今日のような話し合いの場を開いてほしい。</p>	<p>議員個人では、課題に取り組んでいます。</p> <p>今後の意見交換会のテーマとして取り上げることも検討します。</p>
4	<p>議員のなり手不足解消のため、専業で議員活動できるように議員報酬アップも検討してみてはどうか。</p>	<p>研究課題とします。</p>
5	<p>本日のような対話の機会が沢山あれば、市民の意識も高まり、投票につながるのではないかと。</p>	<p>条例では1回ですが、2回以上開催できるようにします。</p>

令和5年9月19日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

総務文教常任委員会

委員長 岩澤 信

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和5年第1回意見交換会時要望・意見に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和5年6月12日、8月4日、9月19日
- 3 意 見 別紙のとおり

【総務文教常任委員会】令和5年5月13日 市民との意見交換会（要望・意見）

項目	要望・意見	現状
1	<p>投票環境改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化について今年度の計画は。現在、相談はあるのか。 ・郵送できる人の条件・ハードルが高い。意見書を選挙管理委員会から出しているか。 	<p>投票所のバリアフリー化の現状について、期日前投票所3か所はバリアフリー化が図られています。当日投票所の市内54投票所については、半数の27か所の投票所でバリアフリー化が図られています。市内54か所の投票所のうち、35か所が地域の集会場をお借りしており、そのうち27か所は、バリアフリー化が図られていない状況です。早急なバリアフリー化の対応については、集会所の施設改修の際に段差解消や手すりの設置など市の各種補助金を活用しながら、誰もが使いやすい施設になるように支援しています。現時点では27か所の集会所のバリアフリー化改修の相談はございませんが、段差のある投票所の一部につきましては、簡易なスロープを設置し、段差解消のための踏み台を設置するなどの工夫をしているところです。投票所に介助を必要とする方が来られた場合については、職員がお手伝いする形で対応し、誰もが投票しやすい環境となるように取り組んでいるところです。</p> <p>郵便投票は、公職選挙法に規定されており、意見書の提出については各選挙管理委員会から県へ、そして全国市区選挙管理委員会連合会関東支部で要望の精査をし、全国市区選挙管理委員会連合会で取りまとめ、国に提出という体制になっています。郵便投票の要件緩和について、平成30年度に全国市区選挙管理委員会連合会から要介護5から要介護3への要件緩和に関する要望が出されています。市選挙管理委員会としても、国の動向を注視し、改正された時には対象者への周知をしていく方針です。</p>

2	<p>選挙の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線の今回の効果と今後の活用について ・広報車の運用の現状・基準（回数・地域・ルート）は。また、見直し等の検討は。 ・入院中や施設に入所している方が投票できることの周知 	<p>【防災無線】 4月の取手市長選挙で新たな啓発として防災無線を初めて利活用しました。放送内容に関するお問い合わせはありましたが、市民からの苦情はありませんでした。今後も引き続き回数や頻度、実施効果を見極め検討します。</p> <p>【広報車】 広報車による選挙投票の啓発は、以下のように行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市内を4地区に分けて、期日前投票開始日から午前・午後車両2台で巡回しています。学校・病院・診療所等の周辺では、音量に配慮して行っています。 2 投票率の低い地区を重点的に巡回しています。また、比較的人の集まる商業施設等の地域は、回数を増やして巡回しています。 3 広報文は、投票前々日までは期日前投票を行っていること、投票日前日は期日前投票日が最終日であること及び当日は本日が投票日であることの3種類を用意して行っています。 <p>【入院中の不在者投票】 広報（臨時の特集号）、市ホームページ、各世帯配布入場整理券にて周知を行っています。また、施設側についても、令和5年4月に行われた取手市長選挙の際には、取手、牛久、龍ヶ崎、守谷、利根町、つくば市、つくばみらい市については不在者投票施設一覧(茨城県HP)掲載の全施設と、これまで不在者投票実績のある近隣自治体（我孫子、柏、松戸、成田等）含め、計125施設に通知し、不在者投票を希望する入院入所者に対して、施設から希望を募っていただけるように案内周知を図りました。</p>
3	<p>主権者教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県では、高校生の主権者教育を実施し、投票率が向上した。 <p>取手市の主権者教育の状況は。また、群馬県と同様の主権者教育を導入できるか。</p>	<p>群馬県における主権者教育で取り上げられている取組として、笑下村塾代表のたかまつななさんを中心に、お笑い芸人等の協力の下、高校生が具体的な話を聞き、興味を持ってもらい、非常に効果を上げていると認識しています。しかし、群馬県は県主導で多くの高等学校に対しての主権者教育に取り組んでいる状況を踏まえると、高額な費用もかかるということもあり県単位の枠組みで取り組む規模であるかと考えます。</p> <p>市選挙管理委員会では、これまで市内の高等学校での出前授業や、協働で選挙啓発動画を作成したり、若年層の選挙啓発に取り組んできています。昨年度も小学校でのデザート選手権にも協力するなど、幅を広げてきています。今後も群馬県の事例のような要素を取り入れることができるかなどについては、引き続き調査研究をしながら、より効果的な啓発活動について模索していきたいと考えています。</p>

4	<p>藤代地域は水害に弱い。防災訓練の現状は。また、避難所単位での訓練は。</p>	<p>令和5年度の訓練について、市内のハザード区域の全域を対象にして、現在訓練の実施を検討・調整している状況です。訓練の内容として、広報の6月号で掲載した、茨城県防災危機管理課が作成している「我が家のタイムライン」を活用し、各家庭の状況に応じ、避難行動に移るまでのイメージ訓練を実施していきたいと考えています。安全安心対策課では、防災無線で、訓練であるということを前置きした上で、高齢者等避難や避難指示等の避難情報を放送していきたいと考えています。この訓練では実際に避難所を開設して避難所まで行くということを行わないイメージ訓練の実施を計画しています。時期について、9月下旬に予定をしています。御意見にもあるとおり、避難所単位での避難訓練も必要性があると十分認識しています。令和3年度は前田建設と藤代小学校を避難所として開催した訓練や、令和4年度には1都6県の水防演習がありましたが、地区を絞っての避難所開設訓練について時期をずらして開催をしたいと考えています。今年度全ての地区を、一遍に実施することは現実的に難しいため、今後、全域で訓練経験ができるように対応していきたいと思います。6月に被害があった双葉地域の避難訓練も考えていますが、現状その復旧・復興に向けた段階であり、住宅の応急修理に追われている状況です。応急修理が落ち着いてから、双葉自治会とも協議をして、今後避難行動に関して自主防災会や民生委員、消防団、地域が一丸となって今後の防災に取り組んでいくという体制を今つくり上げているところです。体制が出来た段階で、自治会、自主防災会、消防団等、協議をした上で訓練をしていきたいと考えています。</p>
5	<p>高齢化に伴い免許を返納する方が今後も増える。返納する方に何らかの優遇措置を取る考えは。</p>	<p>茨城県警では、運転免許の自主返納を運転免許センターや県内の各警察署で行っています。優遇措置としては、茨城県では平成30年3月から、高齢運転者運転免許自主返納サポート事業を開始しています。これは運転免許を自主返納した県内にお住まいの65歳以上の高齢者の方に対して、県に登録した協賛店での割引サービス、粗品の進呈や購入品の配送料優待、無料サービスといった特典があるものです。昨年7月、サポート事業を所管している茨城県生活文化課の方が市内の事業所で協賛になっていただけの事業所がないかと来庁され、産業振興課との協議の結果、協賛いただいた事業所もある状況です。取手市でもホームページで周知しているとともに、交通安全のキャンペーンや関係機関との会合等の際に、運転に不安のある高齢者からの個別の相談があった場合には、運転免許の返納も促していく考えです。</p>

令和5年9月19日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

福祉厚生常任委員会

委員長 関川 翔

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和5年第1回意見交換会時要望・意見に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和5年6月13日、7月31日、9月11日
- 3 意 見 別紙のとおり

【福祉厚生常任委員会】令和5年第1回市民との意見交換会の要望・意見調査報告

項目	要望・意見	現状（回答）
1	<p>コロナも収まりつつあるので第5圏域の地域支え合いづくり推進協議会の設置・活動を確立してほしい。</p>	<p>第4・第5圏域については、当面は一つの協議体として、地域支え合いづくりを行っています。今後、第2層協議体の活動が充実化した際には、第4圏域並びに第5圏域に、それぞれ協議会を設置する方向性を確認しています。議会としても注視していきます。</p>
2	<p>かたらいの郷について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かたらいの郷」で盗難がある。カメラの管理がなされていない。 ・杖を持ち込んではいけないのはおかしい（他グリスポなど可能）改善してほしい。 ・17時閉館…16時半に出るように促される。17時まで使えるようにしてほしい。 ・ロッカーにカギをつけるなど検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・盗難があったというお声は、指定管理者のほうには届いていないようです。館内には複数のカメラが設置されており、手荷物に関しては、自己管理をお願いしたいと思います。しかし、入浴の際に靴の履き違い等は散見されるようなので、議会としては、今後、注意喚起の張り紙や番号札の導入などを要望したところ、検討されることになりました。 ・かたらいの郷においては、利用者が施設内で、つえや靴型の装具、車椅子などを使用することを制限はしておりません。ただし、脱衣場と大浴場については、つえを使用しながらの入浴は危険を伴うので制限しています。大浴場については、高齢者などのための手すりなどが備え付けられております。議会としましても了解したところです。 ・16時までにお風呂の受付を済ませて、16時半で入浴を終了し、17時の閉館に間に合うようにというような形で運用を行っていることを確認しましたが、きちり16時半でということではなく、臨機応変に対応できないかということも、議会としてお伝えしました。
3	<p>お風呂施設（市内3か所）のお風呂の時間を1か所でもずらしてほしい。理由は、今の時間では、働いている人は入れない。税金を払っている人が入れない。現場がやる気がない。</p>	<p>7月から9月の夏季においては、かたらいの郷の開館時間は、平時よりも2時間延長し、19時までとしております。利用状況を確認したところ、現在の利用者のうち、3か所とも、主な利用者は高齢者の方となっています。平日の一日の入浴利用者数は、およそ100名から130名で、そのうち、開館時間を延ばしているかたらいの郷については、17時から19時の利用者は、平均すると6名から10名程度ということです。議会としても推移を見ていきたいと思っております。</p>
4	<p>家族がグループホームに入っているが月額16万円と高額である。介護保険だけでは賅いきれない。補助金制度などを提案してもらいたい。</p> <p>※意見交換会の中では「施設に入れるという選択肢ではなく地域で共存して暮らしていける地域包括ケアシステムを構築するのが理想である。」と回答した。</p>	<p>議会として調査したところ、一部自治体（横浜市や名古屋市などの大都市）で、自治体が独自でグループホームの居住費を助成する事業を行っていることを確認しました。しかし、近隣自治体での実施は、現在のところ確認できず、また財政的な課題などもあり、現在のところ実施の予定はないようです。議会としては、介護保険事業として、課題が山積していることは十分理解しているため、今後も注視していきます。</p>

項目	要望・意見	現状（回答）
5	高齢者の福祉サービス（「コトづくり」を具現化してほしい。）	<p>市が行ったアンケート結果によると、高齢者の買物の実態は、御自身で買物に行かれるほか、同居、もしくは別居の御家族の支援を受けたり、民間が行っている宅配サービスを利用したり、また、介護保険の要介護認定を受けている方については、訪問介護の生活援助を利用し、ヘルパーが日常生活に必要な買物を行っているとのこと。現在、市においては、買物支援サービスや宅配支援サービスについて具体的な検討などはしていない状況ですが、様々な事案、事例などの調査研究は行っているとのこと。議会としても調査研究していきます。</p> <p>また、移動スーパーについては、令和4年2月から移動販売車を増台して、2台体制で運行することで、販売箇所を30か所増の市内55か所で実施し、利用者数も約1万3,000人から1万7,500人ほどとなり、約4,500人ほどの増加の実績を確認しました。</p> <p>今後さらなる高齢化が加速化していくと、買物困難エリアが広がることも想定できます。そういった買物困難地域をいかに抑えるか、また、市民が買物しやすい環境を維持し続けるために、買物支援も含め、引き続き注視していきます。</p>

令和5年9月19日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

建設経済常任委員会

委員長 染谷和博

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和5年第1回意見交換会時要望・意見に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和5年6月12日、8月2日、9月12日
- 3 意見 別紙のとおり

【建設経済常任委員会】令和5年第1回市民との意見交換会の要望・意見調査報告

項目	要望・意見	現状（回答）
1	<p>ゴミ回収 2人体制にしてほしい。 委託会社に勤務しているが、実際に仕事中に怪我をした。1人で作業するのは危険。現状は財政難で済まされる問題ではない。委託料を増やしてもらわないと、できない。</p>	<p>収集運搬作業時の人員体制につきましては、各事業者とも基本的に車両1台につき1名で作業している状況です。複数人数による作業はより安全性が確保できるものと考えますが、事業者としては、じんかい収集作業という特殊性のある業務により、継続的な人員確保が非常に難しいとの事情があるとのこと。しかしながら、じんかい収集運搬業務は衛生的な生活環境の保全及び公衆衛生の向上など、市民生活に直結した必要不可欠な事業です。引き続き安全確保に十分注意して、安定的に事業を運営できるよう、事業者とも協議していくことを確認しました。</p>
2	<p>街・商店街の復興のためには、個々の支援（商工会議所も）では無理。行政と大手ディベロッパーでやらないと無理。昨年から行政の窓口や議員とも懇談したが、誰一人振り向いてくれなかった。</p>	<p>取手市の規模では、大手ディベロッパーに協力を得ることは困難だと思われます。市では、地元商店街等の商業施設関係者等やまちづくり専門家、学識経験者等の視点を加え、地域での現状と課題を調査しています。 商業を通じた活性化策を議会として求めています。</p>
3	<p>道路行政 桑原開発後の渋滞が予想される。緊急車両への影響も考えられる。国・県・市の連携で対応してほしい。</p>	<p>執行機関に確認したところ、現在は基本設計で作成した図面を基に、交通管理者や道路管理者との道路計画などに関する詳細な図面を用いた道路協議を行っていることを確認しました。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> ・コミバスの本数を増やしてほしい。駅から離れている。 ・高須地区にコミバスを通してほしい。 ※市長選挙で中村市長が言ってくれていた。 ・交通手段の確保を徹底してほしい。運転免許証の返納をしたい気持ちがあるが現状では無理がある。取手市では返納するとリスクしかない。 	<p>本市のコミュニティバスは、ご高齢者など移動が困難な方の移動手段確保を目的として、平成18年に運行が開始され、現在7台のバスを使用し運営されています。市の方では、今後さらなる高齢化の進展、自家用車の運転が難しくなる方々が増加するなど、移動手段確保のニーズがますます高まっているものと認識していますが、財政面の制約、運転手の確保など課題等もあり、これ以上バス車両を増やすことなどは大変難しいところです。 バスの運行に適した道路規格の制限を受けるなど、ルートを設定する上でも難しい一面があり、またコミュニティバスだけでは今後の移動ニーズを満たし公共交通を補完するのは困難であると市でも考えており、既存の公共交通のほか自家用の有償旅客運送や福祉有償運送事業などの送迎サービスなど、地域にある輸送資源を総活用し、その組合せにより移動手段を確保する検討などがなされています。 地域のあるべき公共交通の方針を示す、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいた地域公共交通計画の策定も今後予定されており、この計画の策定の中で市としてコミュニティバスの分担すべき役割などを整理し、今後の在り方について検討を進めていくとのこと。</p>